九四五

族籍

明治二十年 同十九年

同十八年

同十七年

同十六年

同十五年

同十四年

同十三年

同十二年

同十一年

同十

年合

-

七

一八

詳

第四百三十二

官

國

明治十九年十二月三十一日調

建白

原書

族

チ

"

之レ

- 19

101

一個〇八

Mark Street, S			-				UCHED VIL		MAN EN PERSONAL		CHOMES COLUMN	NAME AND ADDRESS OF THE PARTY O
北海道	臨時建	遞信	農商務	文部	司法	海軍	陸軍	大藏	內務	外務	內	官
廳	築局	省	省	省	省	省	省	省	省	省	閣	廳
. 29	1	-	-	五	1	-	1	=	1	*	-	衆米國合
1	1	九	-	九	Ξ	五五	1	=	1	Л	- - -	利英吉
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		電響西
	1	1	1	-	1	1	-	1	-	-	1	和蘭
1	1		1	=	1	-	Ħ	1	1	-	-	西佛蘭
=	-	1	<u>M</u>	九	-	Pq	=	1	Ξ	М	E	獨乙
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	瑞西
1	1	1	1	-	1	1	1	1	1	=	1	義白耳
1	1	1	1	1		1	Ξ	-	1	PT	-	利伊太
1	1	1	1	1	1	-	1	1	1	=	1	利澳地
1	1	H	1	1	1		1	Ī	1	1	1	清
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	印度
	1	1	-	-	1	1	1	1	1	1	1	諸其國他
*	-	1 1	*	二七	pq	Ξ	-	Ħ	M	元	Ē	人員合
一二七九	400	HILOUIN	一、近近つ	八二元	二九〇〇	五、大八〇	三、六七五	二、五四〇	0 1201	三七三八	六、九四二	人員 月 給 雜
~								- 100 - 100 - 100				
1	1	五	八〇	1	*-0	一大五	- 1	===	五九	二八四	1 19	給
一、二七九	七〇〇	二二五 ,三二天〇	ातरा	八、二三七	五五	五、八四五	三、大七五	二、五大〇	一、四六九	E.O.III	大、九四二	計計
-	-	COMMUNICATION CO.	-	CARROLL STATE OF THE PARTY OF T	NA PLANT	NATE CANNOT	A DESCRIPTION OF THE PERSON OF	APPLONUED IN	NAMES OF THE OWNER, OWNER, OWNER, OWNER, OWNER, OWNER,	MENCH CHE	NORTH COMPANY	THE RESERVED

	同	同	同	同	同	明治	總	石	宮山	静	愛	=======================================	群	長峽	兵	神奈川	大阪	京
西法表	十三年	十四年	十五年	十六年	十七年	十八年	計	川縣	城縣	岡縣	知縣	重縣	馬縣	崎縣	庫縣	川縣	府	都府
人省中人一情內	M	Ξ	110	-*	一七	1/11	元	_	_		_		1		1		1	
名獨閣		八〇	七大	大五	六	六八	七五		1		1	1				t		
司人佛	-	0	*	五	\ <u>\</u>	Λ	. A.				1				-	1		1
法一關省名西	M	-	-	-	1				1			1	1		1	1	1	31
ノ ハ 人 傭外 一	*	五	五	五	*	五	五		1	1	1	1	1.	1-	1	1	1	1_
チ 務名 新省 ハ	五	10	Д	七	八	九	10	1	1	1	1	1	i	1	1.	-	1	1
京の司兵傭法	中间	HIL	二七	Ξ	二七	11.1	IIIII	1	1	1	1	1.	1	1	1	1	1	
庫チョ	=	=	=		_		*	-			1	1	1	.	1		1	1
傭矛傭	_			1 43				1		1	1	1	1		- 1	1	-	
英英サ	-	-	-	-	-	-	=		*								. '	
利利ネ人人英	七	*	五	五	х	Л	Л			1	1	-		1	1	1	1	1
一一吉	129	=	四	=	=	=	= "	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
名名利	七	=	A	Ħ	-0	*	五	1	1	1	1	1	1	-	1	1	1	1
遞大一信藏名	- 1	1	1	1	=	_			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
省省ハフノ臨	=			_		1				1	1	1	1	j'	1	J	1	1
傭傭時		一大大	一五七	1 1911	五	五五五	一大九				_		_	19	_	Д	-	_
兼兼築	二三七 五六、八九八		中国にに国	三三大〇三三	三七、〇八五	MO. N.	四四十二								-			
ル文ノト部傭	八九八	Entracting		Intito	八五	A X	- E	五	五〇	<u>10</u>	0	五	7,0	大七〇	1100	一、五〇五	100	*0
雖省チェ傭兼	一、〇八八	ニ、一五六	二、二九七	二1、00九	元	1、五三二	। तस्य ।		五	10	1	1	. 1	五五	七五	一〇五	1	1
其佛京	五七、九八大	四五、四七九	四川田川	三八、〇四二	一、九一二 三八、九九七	四十十二	四八八四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四	三五	一大五	大〇	100	10H	八〇	六九五	二七五	13410	100	*0

月本ノ務

府給千六百七十五 中二算入ス ・ 一年總計・

チ省キ

月

給雜

ノミチ

掲載ス

又外

在

ル名譽領

事書記等

小外務省

五圓雑給

四八十五此

圓、地方税ョリ支辨スルモノナリ月給八千三百六圓、營業費等又同

年總計

ノ内

十五人

東	1827		澳	伊	白	獨	佛	和	英	米			THE COLUMN TWO IS NOT	同	同	同
京	類				耳		蘭		吉	合	國			+	+	+
府			地	太						衆			本		四年	五. 年
會學	别	第四	利	利	義	2	西	閲	利	國		第四	表	-		<u>'</u>
社校		第四百三十五									教學	第四百三十四	雜			
_	衆米	十五	Day of the last of	1		- 7	*	1	一九	- -	師術	十四	給		=	=
= =	國 令 利 英			* 10					74	^	技		T			
1 1	吉												合第		_	-
	亞露	私		ld	1	七	-	P9 .	=0	-	術	官	3			
1-1	西	傭									事	傭	7	1 1		
	和	外	=	P9	=	八	Ξ	_	=	Ξ	務	外	括		-	-
	西佛								14.			國	男も			
1 =	原	國					,	1		1	雑	人職	*	Da Da	Ħ	
	牙葡萄	人		1	1	=	-	1	四	-		業	No.			
736 4	獨										合	别	7	The state of the s	九	
七五	Z		=	八	Ξ	IIIII	-0	H	七五	京	計			-		
	瑞西		同	同	同	同	同	明	總	清						
	利伊							治	,,,,		國			PP	79	*
111	太		十三	十四	十五	十六年	十七	十八								
101	抹		年	年	年	年	年	年	信			100		五〇	듯	芸
	諸瑞										教學		No.			
	成典		t	Ŧi	H	四四	五三	*	五九		師術		A CANADA	五五五	· ·	吴
111	班		七六	<u>=</u>	五	PA	3	-	九	-	技		ESCRIPTION SAN	五	Х	*
	利澳	17														
	姚	1112	一〇九	七〇	五七	三七	四八	三八	四八	-	術	- HB	PETER PETER	*	= =	元
111	清	明治	COST-CARGE								事	明治十九年十二月三十一日調	TOTAL STREET			
	朝	九年	PI O	二九	ME	四六	四四	四九	五三		務	九年	DECEMBER OF	-	-	=
1 1	鮮即	土		九	Ξ	*	- 14	74	_		423	+ =	NOCOLEGE STATE	-		
	度	宣	CANCELLO								雜	月三	DESCRIPTION OF THE PARTY OF THE			
	人員合	明治十九年十二月三十一日調	1:1	五	四	Ħ	七	七	九	=		+ +	TOWNSON AND ADDRESS OF THE PERSON ADDRESS OF THE PERSON ADDRESS OF THE PERSON ADDRESS OF THE PER			E
三五	В	日調	NAME OF TAXABLE PARTY.						-		合	調調	NAME OF TAXABLE PARTY			
二四五二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	船計		1	一六六	一五七	11011	五三	一五五五	一六九	H	計		TO CHEST OF THE PERSON NAMED IN COLUMN NAMED I	11011		五七七

及

DESCRIPTION AND ADDRESS OF THE PARTY OF THE	450			CONTRACTOR OF THE PARTY OF THE				NO PROCESSOR I			NECKAR!			
同	同	明	總	清	澳	伊	白	獨	佛	和	英	米		
+	†	十		-	地	太	耳		闡		吉	合血	國	
十六年	十七年	明治十八年	計		利	利	義	2	西	崩	利	衆國		42
									,				以千	第四百三十三
=	=	-	Ξ	1	1	-	1		=			1	上圓	三十三
													千八圓	
1	-1	-	-		-1	1	-	-	-	-	1	1	圓未滿上	
				3 2 0									八百圓以上	官傭
_	_	-	=	1	1	-	1	-	1	1	1	1	園以法	外
													七六百百	國人
£	P9	H	四	1	1	1	1	11	1	1	11		七百圓未滿	月
													六百圓	給别
A	Л	10	1 111	1		1	1	=	-	_	七	11	園以 上	
													五百百百	
-	九	一九	110		1		1	Ħ	11	=	九		五百圓未滿二	
								-			/ u		四三百百	
五五	= *	1 12	H		1	1	1	=	1	1	Д	五	三百圓以上 三百圓以上	
			-								^	1	三二百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百	
H	三三	= *	蓋	-	1						-		三百圓未滿	
		^	м					五	三	=	七	*	納上 二百	
元	二九	ii m	中间	1	1		1			1	==		二百圓 以上	
	九	IA	七		1	-	1	PS -	=			九	滿上	明治
一九	元	<u> </u>	114						-				滿圓	十九年
九	Х	М	t	五	-	<u> </u>	=	-	1	1	0	3i.		+==
													料無為及給	月三十
<u> </u>	三	=	=		1	-	1	-	1	1	1		定給合	明治十九年十二月三十一日調
=	F	1	-									F de	100	調
1 1 1 1	五	五五五	一六九	Ħ	=	八	Ξ	=	0	五	七五五	元	計	